

(様式第1号)

平成25年度 第1回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成25年5月16日(火) 15:00~16:50
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 安東 由則 副議長 海士 美雪 委員 西田 俊一 委員 野村 克彦 委員 守上 三奈子 委員 金木 友子 委員 中村 整七 委員 松本 朋子 教育長 福岡 憲助 管理部長 山口 謙二 学校教育部長 伊田 義信 スポーツ推進課長 木高 守 青少年育成課長(青少年愛護センター所長兼務) 田中 徹 市民センター長(公民館長兼務) 高田 浩志
事務局	社会教育部長 中村 尚代 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課管理係長 北條 安希 生涯学習課管理係 北詰 真衣
会議の公表	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 委員の紹介
- (4) 部長及び社会教育部職員(課長以上)紹介
- (5) 議長, 副議長の選出 議長1名・副議長1名
- (6) 議題
 - ア 他の協議会の委員等の選出
 - (ア) 阪神南地区社会教育委員協議会 副会長1名・会計監査1名
 - (イ) 芦屋市人権教育推進協議会 理事1名・代議員1名
 - イ 社会教育関係団体補助金について

ウ 社会教育について（概要）

エ 今後の日程について

(7) その他

2 提出資料

- (1) レジメ
- (2) 芦屋市社会教育委員名簿
- (3) 芦屋市社会教育委員に関する条例
- (4) 芦屋市社会教育委員会議規則
- (5) 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針
- (6) 平成25年度交付団体及び交付予定額
- (7) 団体補助金についての当面の取り扱い方針及び別紙2枚
- (8) 平成25年度社会教育関係団体登録数
- (9) 平成25年度 芦屋市社会教育委員の会議 日程一覧表（案）
- (10) 平成25年度 兵庫県社会教育委員協議会関連日程（予定）
- (11) 平成25年度版 芦屋市生涯学習出前講座メニュー
- (12) 芦屋市放課後プラン（子ども教室型放課後対策）事業実施要綱
- (13) くすのき第48号
- (14) 平成25年度芦屋市の教育指針
- (15) 芦屋市教育振興基本計画
- (16) 社会教育委員のためのQ&A
- (17) 芦屋川の歴史
- (18) 第2次芦屋市生涯学習推進基本構想
- (19) 社会教育について（概要）の資料

3 審議内容

- (1) 委嘱状交付
各委員に教育長から交付
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 各委員の自己紹介
- (4) 部長及び社会教育部職員（課長以上）紹介
- (5) 議長，副議長の選出
議長 安東委員，副議長 海士委員が互選により決定
安東議長あいさつ

(6) 議題

<安東議長>

議題アの他の協議会の委員等の選出について、阪神南地区社会教育委員協議会の副会長1名、会計監査1名の選出、芦屋市人権教育推進協議会の理事1名、代議員1名について、

事務局案の説明をお願いします。

<事務局：北條>

阪神南地区社会教育協議会は芦屋市，西宮市，尼崎市の三市の社会教育委員で構成されており，会長市が輪番制となっております。今年度は尼崎市が会長市となっており，尼崎市が会長と会計を，西宮市が副会長と幹事を，芦屋市が副会長と会計監査となっております。

慣例に従いますと，安東議長に副会長，海士副議長に会計監査をお願いすることとなります。

次に芦屋市人権教育推進協議会の理事には，山手小学校校長である中村委員，代議員には守上委員をお願いしてはと考えております。

<安東議長>

阪神南地区社会教育協議会の副会長，会計監査及び芦屋市人権教育推進協議会の理事，代議員について，事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

<委員全員>

異議なし

<安東議長>

異議がないようですので，事務局案どおり阪神南地区社会教育協議会の副会長に安東，会計監査に海士副議長，芦屋市人権教育推進協議会の理事に中村委員，代議員に守上委員でお願いいたします。

それでは次の議題に移ります。

社会教育関係団体の補助金について事務局から説明をお願いします。

<事務局：北條>

社会教育法第13条に補助金を交付しようとする場合は，社会教育委員の会議の意見を聞いて行わないといけないとあります。

資料の「平成25年度交付団体及び交付予定額」にありますように23の団体に5,212千円の補助金を6月末に全額交付する予定となっております。

金額につきましては，平成17年度から，財政当局による「団体補助金についての当面の取り扱い方針」により，構成員の数や会費徴収の有無などによって決められています。

別紙一覧表に記載のある交付団体につきましては，「団体補助金についての当面の取り

扱い方針」の1. 基本的な考え方(2)②にあります「その活動が市の施策に貢献していると認められる団体」であり、過去に市民文化賞などを受賞している団体が含まれています。また、コムスクにつきましては、設立当初に補助金を前提とする約束があり、現在も継続して交付を行っている状況です。

過去の会議の中で、新規団体についても補助の対象となつてしかるべきではないかという意見もございましたが、この点については芦屋市の財政状況では新しく補助団体を認定するのは難しい状況です。

今年度の方向性としたしまして、団体を変更するのではなく、現在の補助団体の活動内容について、各団体の事業報告の際に市民参加人数や事業効果、広報の方法などの報告を求め実態把握に努めていき、実効性のある補助のあり方に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

<安東議長>

ありがとうございました。

ご質問、意見があればお願いします。

<金木委員>

芦屋市PTA協議会の金木です。

新規団体の扱いについてはご説明があつたのですが、既存の団体がどのような使い方をしているのかは見直していかないといけないのではないかと思います。見直していったうえで、もしも枠ができれば新規団体も補助を受けることができるのではないのでしょうか。既存の団体がどういう使い方をしているかを確認する資料はあるのでしょうか。

<事務局：北詰>

3月末時点で各団体から、補助金をどのように使つたのか報告書を提出してもらっておりますので資料はございます。

<金木委員>

そういう資料は我々が見せていただくというのは可能なのでしょうか。

<事務局：北詰>

後日ということであれば可能です。

<西田委員>

それについては市の方で何か評価をされているのでしょうか。この団体はこの中で非常に良く使つていただいているかなど。

<事務局：北詰>

評価ということではないかもしれませんが、補助金の使い方として適切かどうかの確認はしております。

<西田委員>

何かそういうものがないと、より活性化する基準がないですね。常に変わずで同じで。

<事務局：中村>

団体補助金につきましては、社会教育関係団体だけでなく、全市では社会教育とは違う様々なところで活動されている団体さんもたくさんございます。この指針につきましては市全体で取り扱っている内容になっております。ここに一覧になっておりますのは社会教育関係団体、市で活動されている中の一部の団体になります。今いただきましたご意見につきましては全体に関わる内容かと思っておりますので、本日いただいたご意見は市の方にも申し伝えたいと思います。

<西田委員>

予定額というのは、去年の実績ですか。

<事務局：北詰>

予算取りの段階で11月頃に補助金の団体調査を行っております。その額で予算取りをいたしました。予算額を交付予定額ということで記載しております。申請提出自体はこれからとなります。

<事務局：中村>

過去の実績で調査を行っておりますが、申請は毎年団体から提出されております。調査した時の人数で予算取りは行っておりますが、実際に交付する前には団体の構成人数を確認しておりますので、その人数によって交付いたします。構成員が極端に減るなどすれば、当然交付金額も変わってきます。予定では去年の現状で、申請はその時の現状となっております。

<西田委員>

補助金、助成金などをオートマチックに交付していると、本来の目的と違う使い方になったりしてしまうのではないのでしょうか。新しい申請者を入れる余裕がないのであれば、今交付している団体にきっちりと使っていただくべきだと思います。お金のことで

すし、どういシステムで行われているかわからないままOKするのは難しいです。どういかたちで交付されているのでしょうか。申請がなければ交付しないのですよね。

<事務局：中村>

そうですね。申請がなければ交付しません。

<西田委員>

申請するには何らかの条件があるのですよね。

<事務局：中村>

所管が、過去から補助をしてきた団体に申請時期等をご説明し、申請団体から所管を通じて財政課に申請しています。

新しい団体については、原則として補助は行わない、ということになっておりますので、全くしないということではありません。活動が確実に市に貢献していただいて、広く市民活動として行われている場合は所管を通じて新たに申請していくということになるかと思ひます。全くシャットアウトしているという意味ではないと思ひます。

以前は団体補助金はもっとあったかと思ひますが、社会情勢の変化と団体活動の活発化もあり、自主が重んじられる団体活動を行政ができる範囲で支援している状態です。社会のその時の環境によってずいぶん形が変わってきており、今後も変わっていくかもしれませんが、昔は補助を大きな資本にして活動していた団体もございましたが、現在は各団体がその英知で自主を重んじた本来の市民活動を行っておられると考へております。

<西田委員>

補助交付予定ということは、申請は出ているのですか。

<事務局：北詰>

現在申請を受け付けているところで、既に提出している団体もござひます。

<西田委員>

申請が出たものに対して予定額を出すべきで、申請が出ていないのに予算を組むというのは、その団体から申請が出るのがあたりまえとオートマチックにされておひ、少し疑問があるのですが。

<事務局：中村>

予算は、過去の実績による積算に基づかなければ取ることが難しいのです。予算は取っておりますが、予算どおりに必ず交付するというわけではなく、交付額が変わること

が絶対ないとは言えません。予算取りの段階では、昨年実績どおりであればこれだけの予算が必要であるという形で行っております。

<西田委員>

全体の予算としてはそうだと思います。申請が出ていないのにここで承認というのもおかしいと思います。我々の役目は何なのでしょうか。補助金を出す場合、教育委員会としての全体の予算をもっておられて、その中で申請が出る。申請が出ないこともありますよね。

<事務局：中村>

過去の実績に基づいて申請があれば、この通り出ますということになります。

<西田委員>

ここで我々が何を議論したらいいのかということと、これらの団体のことを何もわからないですが、過去に申請を出されている団体も、無いとは思いますが今年は申請されないこともありますよね。

<事務局：中村>

あるかもしれませんね。

<西田委員>

交付予定というのは、申請が出てからということですよ。全体としてはこれだけ予算を取ってます、ということだったらわかるのですが。

<事務局：中村>

去年の実績はこうだということを見ていただいているということになります。

<金木委員>

活動内容にもよると思います。今までの実績に対してということなので、各団体の過去の実績が全くわからないので判断できないと思います。

<事務局：長岡>

去年この団体に交付しており、予算取りとしては昨年同様としていますので、同様の活動をするという申請があれば昨年通り交付する、ということで御意見をいただくということです。ただ、細かい内容がわからない中で難しいとは思いますが。

<海士委員>

私たちが考える助成金とは仕組みが違うと思います。助成金であれば、活動に必要な総額の内、助成希望額があり、それに対して市が助成額を決定するのだと思います。しかし、これは私たち民間が考える助成金として考えるとおかしくなってくると思います。

これは、市内で活躍する社会教育関係団体が、地域に還元できる活動ができるように交付する行政として補助をしますよ、ということではないでしょうか。

ところで、補助金の申請の様式はありますか。

<事務局：長岡>

ございます。

<海士委員>

その申請書を見れば多少わかるのかもしれませんが、私たちが考える助成金とは違うのかなという気がしました。

一つ質問なのですが、団体補助金というのは市全体に関わるものだと思うのですが、この別紙に書いてある団体は、所管が別のところの団体なのでしょうか。

<事務局：北詰>

これは取り扱い方針の別紙になっており、財政課が出している市全体のものです。ですので、所管が生涯学習課の団体も、それ以外の団体も記載されております。

<海士委員>

団体補助金を出している団体が市の中でこれで全部ということですか。

<事務局：北詰>

コミスク等、ここに載っていない交付団体もございます。

<事務局：長岡>

使い方の審査がどのようにされているか、という部分につきましては、毎年度末に提出される報告により行っております。それにより、どのように補助金を使ったのかは確認しております。

ただ、不十分な部分もあると思っておりますので、今年度から交付団体に対して順次、領収書等の提出も求め監査を行うことを考えています。

<安東議長>

それはどこが行うのですか。

<事務局：長岡>

生涯学習課が所管している団体に対して、年間何団体かずつ順番に生涯学習課が行います。

<安東議長>

もう一つ気になるのは、会員数が少ない所にも交付されていますが、それらの団体にも継続して交付するのか、という判断はどこでされているのでしょうか。

<事務局：長岡>

人数によって交付額が決まっているので、減額になったり補助金の対象から外れることもあります。補助金を交付するに値しない人数になってしまうと、活動も少なくなるでしょうから、申請にある人数や活動内容を見て判断することになります。

<安東議長>

見直しが必要ということですね。他になにかございますか。

<金木委員>

行政がこの資料を見て承認したということですか。

<事務局：長岡>

ご意見をいただくということになっているので、内容を精査しないといけない、人数が少ない所に交付するというところに問題がある等のご意見をいただきました。それをこちらで反映させて頂くということで、この議題についてはいいのではないのでしょうか。

<安東議長>

ここで審査して承認するとかしないとかいうことではない、ということですね。

<守上委員>

自治連合会とか子ども会はこの資料にありませんが、所管が別ということですか。

<事務局：長岡>

所管は生涯学習課ではございません。資料に記載されているのは、財政課の指針に基づいて交付している団体です。これ以外にも別の取り決めで交付されている団体も各所管にございます。

<西田委員>

申請を先にしていただくべきだと思います。申請も出ていないのに交付を決定するというのはオートマチックで、これから変えていくのはいいと思うのです。芦屋にとって大切な文化活動、残さなければいけない活動に対して交付し、十分にお金を持っていてオートマチックにもらわなくてもいい団体もあると思います。我々の責任として昨年交付団体に対して、申請が出ていないのに交付しますというようなことに違和感があるのではないのでしょうか。申請が出てから交付予定額を決めるべきで、初めてここに来て承認するというのは難しいですね。

<野村委員>

団体補助金の当面の取り扱い方針に「各種市民団等に対する支援の在り方の検討結果をふまえ」とありますが、考え方の検討がなされているのですから、その考え方を確認すればいいのではないのでしょうか。

<事務局：長岡>

「当面の取り扱い」とありますが、抜本的に整理しなければならない、公募型補助について導入を検討する、それまでの当面の扱いということです。今現在はなかなか整理ができておらず、人数に基づいて団体補助をしているというのが現状です。この会では、皆様から申請が出ていないのに補助額を計上するのはおかしい、団体の補助金の使い方を確認する必要がある等大切なご意見をいただき、我々が今できていない部分につきましては改善すべき点として心に留め、整理させていただきたいと思います。

<安東議長>

今出た意見を教育委員会にあげていただき、どうなったのかを報告いただければと思います。

<松本委員>

この当面の方針が出たのはいつですか。

<事務局：北詰>

平成17年度です。

<事務局：中村>

地域力の向上や団体の共助を育成していくというのが過去からの経緯経過としてございます。昔からの団体とのつながりの中で支援をしており、育成の観点からたくさん補助金を交付してきた時代から、人数によって交付するなど徐々に整理をしています。し

かし、昔から活動してくださっている団体の補助を強行にやめることもできず、所管としても苦慮しているところです。

<中村委員>

コミュニティスクールなどは平成17年より前から交付金を頂いておりまして、この金額の交付金がないと1年間運営できない状態です。今までの交付金はそのままとして、公募型を考えるのであれば、来年度別枠として、いい活動をされる団体に交付するようになれば面白みがでてくるのではないかと思います。

<金木委員>

補助金というのは、私たちの税金から出ていますよね。ですので、団体の活動をよく見て交付していただきたいと思います。

<安東議長>

この場で、各団体がどのような形で補助金を使っているのかという報告書を確認することはできるのでしょうか。

<事務局：中村>

生涯学習課が所管のものは可能ですが、所管が他課のものは難しいですね。

<事務局：長岡>

生涯学習課が所管している団体のものは、生涯学習課に報告が出ますので、時期としては報告書が出された後になりますが、見ていただくことはできます。

<安東議長>

それでは来年度からは今出た意見を反映してもらおうということでよろしく願いいたします。

それでは次に議題ウの社会教育について（概要）に移りたいと思います。

<事務局：北條>

議題ウにつきましては安東先生からのご講演ということになっております。設営をしますので少しお待ちください。

<安東議長>

社会教育についての若干の説明（別添資料のとおり）

<事務局：長岡>

ありがとうございました。

<安東議長>

それでは議題エに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

<事務局：北條>

議題エ今後の日程についてでございます。芦屋市社会教育委員の会議日程一覧表案をご覧ください。本年度第1回目の会議として本日5月16日（木）開催しております。第2回目を7月18日（木）、第3回目を10月10日（木）、第4回目を平成26年2月6日（木）、時間帯はすべて15時から17時までの計4回として提案させていただきます。

また、平成25年度兵庫県社会教育委員協議会関連日程（予定）としましては添付のとおりでございます。これは県の社会教育委員の会議ですので参考としてお配りしております。研究大会等には委員の皆様以案内を送らせていただきますのでご都合のつく委員の方はご出席お願いいたします。

<安東議長>

この議題につきまして何かご質問ご意見ありますでしょうか。

<野村委員>

兵庫県の社会教育委員会協議会には出席した方がいいのでしょうか。どのようにしたらいいのでしょうか。

<事務局：北詰>

役員会というのは阪神南社会教育委員協議会の中から県の役員を決めております。県の役員となるのは会長市となっており、芦屋市は今年には会長市にあっておりませんので役員会に出る必要はございません。

社会教育委員協議会総会・研修会は研修を兼ねておりますのでご案内差し上げます。ご都合がつけば出席していただければと思います。

7月3日の社会教育委員協議会総会・研修会、11月の兵庫県社会教育研究大会、9月の和歌山で行われる近畿地区大会が研修にあたります。10月の全国大会は予算が取れておりませんが、それ以外は参加費等こちらで負担いたします。

<松本委員>

社会教育委員の会議は、都合が悪ければ欠席ということによいのですか。それとも、これでいいのか聞かれているのでしょうか。

<事務局：中村>

これは案ですので、ご都合の悪い方がたくさんいらっしゃれば日程について変えることは可能です。

<事務局：長岡>

急にご都合がつかなくなれば、少し前に案内をさせていただきますので、欠席ということも仕方がないということでございます。

<事務局：中村>

今現状でかなりの方が都合が悪いのがわかっているならば調整させていただきます。

<松本委員>

今現在で10月10日だけ予定が入っています。

<西田委員>

7月18日がだめです。

<安東議長>

7月11日12日19日なら大丈夫です。

<事務局：長岡>

社会教育関係団体の追加受付が7月1日までとなっており、資料作成等の日程も考慮しております。

もし他の委員の皆様がご都合がよろしければ、申し訳ないですがお一人ご都合が悪いということをお願いします。

<事務局：中村>

10月10日についてはいかがでしょうか。ご都合悪い方がいらっしゃいましたが、10月17日ではいかがでしょうか。

<委員全員>

異議なし

<事務局：中村>

では第2回目はそのまま7月18日（木）とさせていただきます。第3回目を10月17日（木）に変更させていただきますのでお願いいたします。

事前にご案内差し上げますので、ご都合つかない場合はご連絡いただきますようお願いいたします。

<事務局：長岡>

以上で第1回目社会教育委員の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

終了